

令和8年第1回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和8年1月27日（火） 午後2時00分から午後3時15分
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 立岡 秀寿 教育長職務代理者 池田 吉希 委員 松山 顕子 委員 青木 秀樹 委員 谷口 安子
事務局出席者	教育部長 松本 忠 理事（社会教育・スポーツ担当） 福井 厚司 理事（国スポ・障スポ推進担当） 樋口 泰司 次長（再編担当） 松下 泰也 次長（総務・管理担当） 前田 正 次長（学校教育担当） 小島 靖弘 教育総務課長 井上 大樹 社会教育スポーツ課長 林 英明 教育総務課長補佐 望月 一美
書記	社会教育スポーツ課長補佐 嶋本 菜穂子
傍聴者	0名

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和7年第20回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 1月 教育長 教育行政報告
- (2) 令和7年第6回甲賀市議会定例会（12月）提出議案（教育委員会関係）の結果について
- (3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第1号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第19号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について)
- (2) 議案第2号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第1号 甲賀市図書館協議会委員の解嘱について)
- (3) 議案第3号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第2号 甲賀市図書館協議会委員の委嘱について)
- (4) 議案第4号 甲賀市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について
- (5) 議案第5号 甲賀市生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する規程の制定について
- (6) 議案第6号 甲賀市生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱等の一部を改正する要綱の制定について
- (7) 議案第7号 甲賀市小中学校教育のあり方審議会設置規則を廃止する規則の制定について
- (8) 議案第8号 甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱等を廃止する要綱の制定について
- (9) 議案第9号 甲賀市学校再編準備委員会設置要綱の制定について
- (10) 議案第10号 甲賀市特別支援教育連携協議会要綱等を廃止する要綱の制定について

- (1 1) 議案第 1 1 号 甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
- (1 2) 議案第 1 2 号 甲賀市立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について
- (1 3) 議案第 1 3 号 甲賀市少年補導委員表彰規程の一部を改正する規程の制定について
- (1 4) 議案第 1 4 号 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

4. その他、連絡事項など

- (1) 甲賀市教育委員会（2月定例会）について
- (2) 甲賀市教育委員会委員協議会（2月）について

◎教育委員会会議

〔開会 午後 2 時 0 0 分〕

次長（総務・管理担当） 改めまして、皆さんこんにちは。本日は、何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和 8 年第 1 回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに、甲賀市市民憲章の唱和を行います。

皆様、ご起立ください。

（一同 市民憲章唱和）

次長（総務・管理担当） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして、議事の進行をよろしく願います。

教育長 改めまして、皆さんこんにちは。

大雪の話題を、とっていたところですが、今日は思いがけず良い天気となりました。

「大寒の雪は積もる」と言われておりますが、1月下旬の最強最長

寒波の雪は、各地で1月の最高の積雪量を記録したと報道されていました。甲賀市でも、大きな被害は報告されていませんが、高速道路の通行止めや、バスの遅延など、少なからず生活に影響を与えていました。

前にも少し話題にし、話は少しさかのぼりますが、11日に20歳の集いが開催されました。寒さも手伝って、会場へ皆が入り、立ち見が出るくらいの盛況ぶりでした。開式の時点では、雑談や少々騒がしい行動など、一部懸念される様子でしたが、市長の挨拶が終わる頃には、全く整然とした会場になっていましたし、その後も、整然と進行しました。わずか30分余りの間に自分を見つめ、何かに気づき、成長したかのようでした。

ご承知のとおり、その変化を生じさせた要因は、市長の挨拶だったと思っております。初めて見るやまなみ工房のみなさんの造形活動、そして作品のすばらしさ、多くの著名人への広がり 日本中、そして世界に活躍する姿の紹介、映像によるインパクトも強く伝わりましたが、そこにある、他人への追随ではなく、「らしさ」を大切にしていこうこれからの生き方、つくり出す未来を話されたことばが、新成人の心にしっかり刻まれたと感じました。

人生のスタートラインがあるなら、そこに立つのはいったいいつでしょうか。学校を卒業すれば人生が始まるのでしょうか。それとも、誕生から毎年誕生日を20回重ねたら大人として認められるのでしょうか、私たちがグラウンドに白線を引くように、スタートラインは描かれてはいません。

そこで、こんな想像をするのですが、駆け寄ってきた誰かに肩を組まれ、「さあ、いこうぜ」と声がかかる。あるいは背中を押されたり手をひかれたりしていつの間にか歩みを始めている。その歩みを始める者こそ、新成人の一人ひとりです。あれが人生の始まりだったと後で気づきます。

「どんな美しい記念の晴れ着も、どんなはなやかなお祝いの花束もそれだけでは君を大人にしてくれはしない」。これは92歳でお亡くなりになった詩人谷川俊太郎氏の「成人の日に」の一説です。SNS上で真偽の不確かな情報が飛び交い、誤った情報の拡散で、社会の同調圧力は高まるばかりです。羅針盤を失い、道に迷うことが多い時代を見据えたようにこの詩は続いていきます。

「出来上がったどんな権威にも縛られず、流れ動く多数の意見に惑わされず、とらわれぬ子どもの魂で、いまあるものを組みなおし作り

替える それこそが大人の始まり。」

式の会場で、とらわれぬ子どもの魂、いわば市長いわく「らしさ」を大切に作る未来を知り、自分の姿に目を向けられた新成人は、スタートラインに立てたのかもしれないと思ったところです。

さて、本日は、承認案件1件、報告3件に続き、協議が14件と、多数予定しております。

また、定例会後、委員協議会も開催予定ですので、慎重かつ円滑な協議進行にお力添えをお願いし、令和8年第1回定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、議事に入る前に、本日の案件で、2. 報告事項(3)市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので、非公開とするべきと考えます。非公開とすることにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、3分の2以上の賛成を得ましたので、非公開とさせていただきます。議事の進行にあたり、非公開となる案件につきましては、すべての議事の終了後に進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、1. 会議録の承認(1)令和7年第20回甲賀市教育委員会(定例会)会議録の承認について、資料1について、何かご質問等ございますか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特に、ご質問等ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認することといたします。

教育長 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

(1)12月18日開催の第20回教育委員会定例会以降の教育長、行政報告について、資料2の中から、3件について報告をいたします。

1点目は、1月21日に行われた視察研修訪問についてです。岐阜県羽島郡二町教育委員会では、令和8年度から、岐阜県下で導入が始

まる「デジタル校務」について、先進地としての甲賀市の校務支援システムの利用状況や教育DX効果を研修に来られました。教育長をはじめ、教育委員、二町教委事務局の担当者と、14名でお越しになりました。これまで、東京や大阪などで、実践発表してきた内容があり、最も効果的な仕組みやコスパを考え工夫して、選択しながら組み立ててきたシステムを詳細に説明しました。

二町教育委員会も、導入に向けて非常によく研究されていて、様々な検討を積み重ねられているようで、まだ甲賀市が未着手の分野についても質問があり、今後とも、お互い情報交換しながらどの機能をつけていくか、協力しながら、より有益なものにしていく必要性を感じたところでした。

2点目は、1月23日に東京国際フォーラムで開催されました、第18回B&G全国サミットについてです。B&G財団の海洋センターが設置されている全国379の自治体の市長・教育長769名を対象に、各自治体において、B&G海洋センターが果たせる役割について考えたり、よりよい財団事業の構築を目指すとともに、相互の連携強化を図ることを目的に開催されました。

特別基調講演では、日本財団尾形武寿会長から「世相を語る」と題して、講演がありました。非常に強い信念のもと、日本の国の将来を案じての強い警鐘の言葉も多くありました。

事例発表として「シビックプライド～推し自治体になるために～」というテーマで、2自治体から報告がありました。1つ目は、静岡県磐田市の「ジュビロ磐田」など、プロチームを中心とした「いわたスポーツプラットフォーム」を設立し、スポーツを核とした地域活性化に力を注いでいる事例の発表です

2つ目は、北海道剣淵町の実践で、絵本を町の象徴的なコンテンツとして育て上げ、「絵本の里づくり」をめざし、その拠点として平成16年に開館した「絵本の館」では、世界の絵本が58000冊收藏され、絵本原画展、読み聞かせ 絵本作り、さらには、昨年発売された絵本から、来場者が選ぶ「絵本の里大賞」も行われ、町をあげての絵本を

中心にした取り組みでした。昨年9月には、「つなぐひろげる剣淵町絵本の里づくり条例」を制定して、絵本の聖地としての認知度向上、若い作家の支援など、確かな地域づくりの推進のため明文化されてきました。こちらの方がおもしろく感じられました。

3点目は、1月24日に開催されました、かふか21子ども未来会議 甲賀市子ども議会についてです。15回目を迎える本会議は、6月から活動に取り組み 地域視察では、1回目に上下水道施設見学、2回目にやまなみ工房の見学、3回目はリニューアルした道の駅「あいの土山」や田村神社等の見学が行われました。

それらの実際に見聞きした体験をベースに、子ども議会では、状況や現状をしっかりとらえて、具体的な解決策を、自分の言葉で堂々と発言していました。これまでも増して、素晴らしい発表でした。通算5回目となる議員も何人かいて、その積み上げの大きさを痛感しました。一人でも多くの子どもの参加を募ることも大切ですが、継続した積み上げも大切だと再認識しました。子どもたちの熱い思いにこたえるべく、答弁内容の具体化に向けて、真摯な検討が必要だと考えております。

以上、1月の教育長 教育行政報告といたします。

教育長 それでは、ただ今の（1）1月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 1月5日の仕事始めにあたっての訓示は、どのような話をされたのでしょうか。

教育長 「丙午の年にちなんで」ということで、火のエネルギーを力に変えて難問にも向かっていきましょう、ということであるとか、午にちなんで、「馬に乗れ、人には寄り添え」という格言を紹介し、コミュニケーションを大事にしていくことを伝えました。今年を一文字で表し、「勢い」、子どもの勢い、学ぶ勢い、職員の勢い、そういったことが感じられる1年にしたい、という話をさせていただきました。

他に、ご質問等ございませんでしょうか。

松山委員 感想ですが、この間1月24日のかふか21子ども未来会議、私も

聞かせていただきましたが、子どもたちの様子が本当に頼もしいとい
いますか、自分のふるさと、地域をよくするにはどうしたらいいか、
「自分の地域はこうだから、こうしていきたい」とか、真剣に考えて
いる様子がよくわかりました。その中でも、「今までの良かったところ
はこうだから、これも使いつつ、新しいアイデアも取り入れてやって
いきたい」とか、大人並みのしっかりとした信念を持って考えてくれ
ているということに感心いたしました。今、教育長の方からも「5回
目の参加者がいた」というように聞きましたけれども、そこまで「か
ふか21子ども未来会議実行委員会」を担当してくださっている方が、
子どもたちを育ててくれているのだらうな、とすごくよくわかりまし
たし、このように甲賀市の未来を背負っていく子どもを育てるとい
う1つのやり方があるのだなということを見せていただきました。私た
ちも見習いたいなと思った次第です。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

谷口委員 私も、1月24日のかふか21子ども未来会議についての感想とあ
と質問もございます。

先日の子ども議会については、非常に感銘を受けました。わずか7
か月足らずの準備期間にもかかわらず、子どもたちが「なぜ、どうし
て」を追究して、比べて気づいて何をどう使っていく、感じてどう表
現する、じゃあ作ってみよう、と、まさにSTEAMの教育、という
のを感じました。子どもたちが安全で楽しい、それを兼ね備えたまち
づくりへの提案というのはまさにこのまちの未来を明るく照らすもの
でした。子どもたちの柔軟な発想と、それを実現しようとする真剣な
姿に、1つ質問が浮かびました。

伺いたいことは、子どもたちの提案に対して、丁寧な答弁をしてい
ただいていましたが、口答だけではなくて、文字として記録し、それ
を子どもたちに手渡す、ということをされているのでしょうか。そう
やって残すことで、子どもたちが次年度に「昨年度こういう答弁をも
らった、ので今年はこの点を深掘りしよう」とか、そういうことのき
っかけになるのではないかと思い、質問したいと思いました。

理事（社会教育・スポーツ担当） 私も今年初めて担当しましたが、子どもたちにもできるだけわかりやすい答弁を心がけました。難しい言葉は使わないということを各答弁者はしていたと思います。そのことを文字にして手渡しされているかどうかは、確認がとれていないので、確認をしてお答えします。子ども議員12名の方に文字にしたものがお渡しできているかどうか、確認してお答えいたします。

谷口委員 ありがとうございます。

教育部長 補足ですが、この後、反省会といいますか、振り返りの機会もあるということをお伺っておりますので、できればそこを活用した中で、こういうことで今後につながるということ子どもさんにも実感していただいて、「何回でも出たいなあ」と思えるような議会でありたいと思いますし、もっと言いますと、人数的に時間の配分とかあるかとは思いますが、全部の小中学校の児童・生徒が出てきているということではないので、まんべんなくといいますか、特定の学校だけではなくて、いろいろなところから出てきていただければ、と我々も見ていて思いましたので、そういう活動の幅を広げるためにも、振り返りの機会を有効にできたらと思ったところです。

谷口委員 そこに加えて、今回、子ども議員の提案をそれぞれの学校で学習時間や校内放送などを使って、学校の中で発表する機会を設けていただけると、意見を提案した子どもだけではなく、すべてのみんなが仲良く暮らせるまちにするにはどうすればいいか、まちづくりへの関心を抱くきっかけになるのではないかと思います。そういうことも検討していただきたいです。

教育部長 今の振り返り、また、その後の展開にもなるかと思いますが、今の子ども議会の議員さん、その子たちだけが頑張っているということで終わらせると非常に惜しい話ですし、子ども議員さんそれぞれが地域のこと、学校のことを考えて色々な提言をいただいていますので、その内容についてはやはり、学校の中でも共有していただくべきかと思えます。今後の展開の中で、また、そのような部分を取り入れられたらと思うところです。ありがとうございます。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、(1) 1月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(2) 令和7年第6回甲賀市議会定例会(12月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、資料3に基づき報告を求めます。

教育部長 それでは、2. 報告事項の(2)、昨年11月27日から12月22日にかけて開催されました令和7年第6回甲賀市議会定例会12月議会の教育委員会関係提出議案の結果につきまして、資料3に基づき報告いたします。

まず、1の条例一部改正の(1)議案第104号甲賀市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、12月15日に開催されました総務常任委員会において審議、採決の上、22日の本会議で可決いただきました。

次に、(2)議案第109号甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正する条例の制定については、12月16日に開催されました厚生文教常任委員会において審議、採決の上、22日の本会議で可決いただきました。

次に、2の補正予算案件の(1)議案第111号令和7年度甲賀市一般会計補正予算(第6号)の教育委員会関連の内容につきましては、歳入補正として、2団体からの寄附金を計上し、歳出補正としてこれらの財源を活用し、グラウンドゴルフ場の備品購入やスポーツ振興のための備品購入にかかる経費を計上いたしました。

また、2ページの学校給食事業においては、食料品価格高騰に対応し、安全・安心な給食を安定的に提供し続けるための経費を増額補正したものであります。

次に、繰越明許費の補正については、新たに図書館維持補修事業におきまして、甲賀図書館情報館空調設備外改修工事が年度内完了が見込めないため、繰越明許費を追加補正いたしました。

いずれも、12月17日に開催されました予算決算常任委員会において審議、採決の上、22日の本会議で可決いただきました。

次に、(2)議案第136号令和7年度甲賀市一般会計補正予算(第7号)については、歳出予算の補正として国の人事院勧告に準拠した給与改定及び人事配置に伴い、教育委員会所管の会計年度任用職員給与費の増額補正を行ったものです。

本案件につきましては、12月22日の本会議で追加上程し、審議の上、同日、可決いただきました。

次に、3の一般質問につきましては、資料3別紙1のとおり、合わせて15名の議員の皆様から、教育委員会に関連する質問をいただき、市長、教育長、理事、私からそれぞれ答弁をいたしました。その質問概要について、ご説明申し上げます。

まず、田中喜克議員からは、「甲賀市文化・芸術のまちづくり」の諸政策について、具体的政策の内容等に関する質問と、「仏像文化の宝庫、保存・鑑賞の博物館整備」について、文化財の現状や、施設整備についての質問がありました。

次に、木村眞雄議員からは、「土山地域東海道まちなみ景観形成地区の保全」について、同地区内史跡の維持管理についての質問がありました。

次に、堀郁子議員からは、「女子トイレの生理用品設置の推進」について、小中学校トイレへの設置に関しての質問がありました。

次に、福井進議員からは、「学校給食で残る牛乳の対策」について、牛乳廃棄の状況や対策についての質問と、「米の高騰に対する支援」について、予算措置と入札方法についての質問がありました。

次に、小倉剛議員から、「子ども110番の家による児童生徒の安全対策」について、活動内容や位置づけ等に関する質問がありました。

次に、山岡光広議員から、「学校給食費の無償化」について、考え方や今後の方向性についての質問がありました。

次に、奥村則夫議員から、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポレガシー」について、大会の成果や課題、今後のスポーツ振興への活かし

方についての質問がありました。

次に、富増力章議員から、「学校再編」について、現行の学びを活かし、児童のケア、通学についての質問がありました。

次に、岡田重美議員から、「あいの土山斎王群行の伝承」について、事業終了の経緯や、今後の伝承についての質問がありました。

次に、西山実議員から、「史跡水口岡山城跡保存活用計画案」について、計画の活用、市民参画、施設改修についての質問がありました。

次に、北田麗子議員から、「あいの土山マラソン」について、安全確保、おもてなし、今後の考え等についての質問がありました。

次に、古賀友康議員から、「シティプロモーション」について、水口かんぴょうの学校給食への活用についての質問がありました。

次に、西田忠議員から、「事故から学ぶ子どもたちの安全」について、水口町春日交差点の安全対策と児童登下校の見守り活動についての質問と、不登校児童の現状と背景、ポジティブ行動支援の取り組みについての質問がありました。

次に、瀬古幾司議員から「小学校体育館等の空調設備」について、必要性や経費に関する質問がありました。

最後に、橋本恒典議員から、「国スポ・障スポ開催後のスポーツ振興と健康づくり」について、大会の成果と今後のスポーツを通じた取り組みについての質問と、県下有数の文化財を有する「仏像と寺社仏閣のまち甲賀市」として、指定文化財の現状、文化財保護の考え、これらを活かしたまちづくりについての質問がありました。

なお、答弁内容につきましては別データの答弁書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和7年第6回甲賀市議会定例会12月議会の教育委員会関係提出議案の結果についての報告とさせていただきます。

教育長

ただいま、(2) 令和7年第6回甲賀市議会定例会(12月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

青木委員

質問ではないのですが、「驚き」と言いますか、牛乳の廃棄について、

ある程度は、とは思っていたのですが、これほどたくさんの廃棄がされているということにちょっと驚いて、今後何らかの対策というか何かしていかなければいけない、対策が必要であるというように感じました。

教育部長

牛乳の廃棄につきましては、今に始まったことではなくて、もうずっと牛乳を飲まない子が出ています。昔に比べて、そのような子が増えてきています。それは、今までの生活形態の中で、味覚が肥えてきているという部分があるのと、あとはアレルギーで飲むとお腹が痛くなる子もいて、そういった部分に配慮するということがございます。ただ牛乳については、カルシウムを簡単に摂取できるという貴重な栄養源で、給食の中でははずせないであろうということで、ミルメークとか、そういうものを使った中で、少しでも飲んでいただく工夫はしているところです。では、毎日ミルメークを使えばいい、という話になると、それは糖分過多になりますので、といたしましても牛乳の大量廃棄は、食品ロスとかそういう部分の課題もありますので、いかにして飲んでもらえるか、また牛乳に代わるカルシウムはどのようなものがあるのか、とか検証・探求しつづけなければならないと思うところであります。

教育長

この2年間くらいは、ミルメークとヨーグルトに代えて何とか、廃棄を減らそうとやってきているわけですがけれども、全部ヨーグルトにする、というわけにもいきませんし、今のミルメークの問題もありますし。ただ、考え方として、これまでにはなかった別のもの、カルシウムを補う別のメニューというものも考えていかなければということも答弁で答えたかと思えます。部長からの説明のとおりです。

教育長

他に、ご質問はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

それではただ今の(2)令和7年第6回甲賀市議会定例会(12月)提出議案(教育委員会関係)の結果については、報告事項として終わらせていただきます。

それでは、次に、3.協議事項に入らせていただきます。(1)議案

第1号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第19号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）、資料5に基づいて説明を求めます。

次長（学校教育担当） 議案第1号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第19号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）、その提案理由を申しあげます。

議案第1号につきましては、別紙の小原小学校の1名を甲賀市学校運営協議会規則第7条の規定により令和7年12月22日から新たに協議会委員に任命を行うもので、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

なお、新たな委員の任期は、令和9年3月31日までとなります。

以上、議案第1号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第19号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第1号についての説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第1号については、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（2）議案第2号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第1号甲賀市図書館協議会委員の解嘱について）及び（3）議案第3号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第2号甲賀市図書館協議会委員の委嘱について）は関連がありますので、併せて資料6、7に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第2号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第1号甲賀市図書館協議会委員の解嘱について）、及び議案第

3号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第2号甲賀市図書館協議会委員の委嘱について）は、関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

議案第2号につきましては、甲賀市図書館条例第8条第3項の規定により委嘱しております図書館協議会委員のうち、別紙の委員について代表者の異動があったことから、令和8年1月5日付けで、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による解嘱をいたしましたことから、これを報告し承認を求めるものでございます。

また、議案第3号につきましては、令和8年1月5日付けで解嘱しました委員の選出母体から、別紙記載の1名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による委嘱をいたしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

任期については、前任者の残任期間である令和9年7月31日までの間でございます。

以上、議案第2号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第1号甲賀市図書館協議会委員の解嘱について）及び議案第3号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第2号甲賀市図書館協議会委員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

教育長

ただ今、議案第2号、3号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、議案第2号、3号については、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（4）議案第4号甲賀市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について、（5）議案第5号甲賀市生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する規程の制定について、及び（6）

議案第 6 号甲賀市生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱等の一部を改正する要綱の制定については関連がありますので、併せて資料 8、9、10 に基づき説明を求めます。

次長（再編担当） 議案第 4 号から議案第 6 号まで、一括して、その提案理由を申しあげます。

先ず、議案第 4 号甲賀市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定については、多様化・複合化する教育ニーズや課題に対応するために、組織力を最大化できる機能的な教育委員会事務局をめざして、令和 8 年度に向け、課の新設等の機構改編を行うとともに、この機構改編の影響を受ける他の教育委員会規則の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、第 1 条において、教育委員会事務局の機構改編に係る「甲賀市教育委員会事務局規則」の一部を改正します。

具体的には、先ず、令和 4 年 4 月 1 日に、教育委員会事務局の室として新たに設置しました「国スポ・障スポ推進室」では、本年度に開催された「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」が終了するとともに、同室が事務局を担っております「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会」が、本年度末をもって解散される見込みであることから、同室を廃止します。

なお、国スポ・障スポ後の視察対応やレガシーの創出は、新たに設置を予定しております「文化スポーツ課」が担うこととします。

次に、教育委員会事務局内の課の新設といたしましては、組織の適正規模やマネジメント力向上の観点から、現在の「社会教育スポーツ課」を分割し、「社会教育課」と「文化スポーツ課」を、新たに設置をいたします。

このうち「社会教育課」には、現在の社会教育スポーツ課文化係が担う事務のうち、文化に係る事務を除いた事務及び人権教育係の事務を担う「社会教育係」を設置するとともに、現在の社会教育スポーツ課青少年育成係の事務を担う「青少年育成係」を設置いたします。

また、「文化スポーツ課」には、文化に関係する事務を担う「文化係」と、スポーツに関係する事務を担う「スポーツ係」を設置し、2系の体制といたします。

次に、現在の教育総務課施設係は、学校教育施設のみならず、社会教育施設を含む教育施設全体の改修や施設管理に係る事務を集約して担うこととし、名称を「教育施設係」に変更いたします。

次に、学校教育に係る事務的な業務を集約し効率的な運営を図るため、現在の教育総務課学校給食係を学校教育課学務係に統合し、係名を「学務給食係」に変更します。

最後に、少人数組織を再編し、組織の柔軟性を確保するため、歴史文化財課において、業務の親和性が高い調査管理係と普及活用係を統合し、係の名称を「調査普及係」に変更します。

また、只今、説明をいたしました「甲賀市教育委員会事務局組織規則」の改正の影響を受ける他の教育委員会規則の改正といたしまして、本規則の第2条及び第3条において、現在の「社会教育スポーツ課」が庶務を担うことを規定している「甲賀市社会教育委員会議規則」及び「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則」について、これら機関の庶務を担う課を「社会教育課」に変更いたします。

次に、第4条において、現在の「社会教育スポーツ課」が庶務を担うことを規定しております「甲賀市文化のまちづくり審議会規則」について、同審議会の庶務を担う課を「文化スポーツ課」に変更いたします。

なお、この規則は、令和8年4月1日から施行することとします。

次に、議案第5号甲賀市生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する規程の制定については、甲賀市行政組織及び甲賀市教育委員会事務局組織の機構改編による課の新設との整合等を図るため、関係する規程の一部を改正するものです。

改正の内容といたしましては、甲賀市生涯学習推進本部設置規程のうち、同推進本部の組織及び会議に関する規定を、甲賀市庁議規程との整合を図るために改正するとともに、同本部の庶務を処理する担当

課の名称を現在の「社会教育スポーツ課」から「社会教育課」に変更いたします。

なお、この訓令は、令和8年4月1日から施行することといたします。

次に、議案第6号甲賀市生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱等の一部を改正する要綱の制定については、甲賀市教育委員会事務局組織の機構改編による課の新設との整合等を図るため、関係要綱の一部を改正するものです。

改正の内容といたしましては、第1条において、甲賀市生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱のうち、同協議会の庶務を処理する担当課の名称を、現在の「社会教育スポーツ課」から「社会教育課」に変更いたします。

次に、第2条において、甲賀市青少年自然活動支援センター設置要綱のうち、同センターの位置を、現在の「社会教育スポーツ課」から「社会教育課」に変更いたします。

次に、第3条において、甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱のうち、推進員及び推進員協議会の事務局を、現在の「社会教育スポーツ課」から「社会教育課」に変更いたします。

次に、第4条において、甲賀市地域学校協働活動推進事業実行委員会設置要綱のうち、同実行委員会の庶務を処理する担当課の名称を、現在の「社会教育スポーツ課」から「社会教育課」に変更いたします。

なお、この告示は、令和8年4月1日から施行することといたします。

以上、議案第4号甲賀市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について、議案第5号甲賀市生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する規程の制定について及び議案第6号甲賀市生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱等の一部を改正する要綱の制定についての提案説明といたします。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第4号、5号、6号について説明を受けました。まず

は、議案第4号について何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第4号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

教育長 次に、議案第5号について何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第5号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

教育長 次に、議案第6号について何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第6号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(7) 議案第7号甲賀市小中学校教育のあり方審議会設置規則を廃止する規則の制定について、(8) 議案第8号甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱等を廃止する要綱の制定について及び(9) 議案第9号甲賀市学校再編準備委員会設置要綱の制定については関連がありますので、併せて資料11、12、13に基づき説明を求めます。

次長(再編担当) それでは議案第7号から議案第9号まで、一括して、その提案理由を申しあげます。

先ず、議案第7号甲賀市小中学校教育のあり方審議会設置規則を廃止する規則の制定についてで、廃止をしようとする甲賀市小中学校教育のあり方審議会が所掌する事務は、令和6年4月1日に地方自治法の規定に基づく教育委員会の附属機関として条例に規定した甲賀市学

校再編審議会が継承するとともに、甲賀市小中学校教育のあり方審議会から提出された提言書等に基づいて「第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）」を、令和7年9月に開催された教育委員会で決定したところであります。

これらのことから、甲賀市小中学校教育のあり方審議会は、その役割を終えたため、同審議会の設置を規定した規則を廃止するものです。

なお、この規則は、公布の日から施行することといたします。

次に、議案第8号甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱等を廃止する要綱の制定についてで、廃止をしよういたします(1)の甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会が所掌する事務は、令和6年4月1日に地方自治法の規定に基づき教育委員会の附属機関として条例に規定した甲賀市学校再編審議会が継承するとともに、平成27年3月に教育委員会が策定した「甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）」は、令和6年度に計画期間を終えましたことから、甲賀市小中学校教育のあり方審議会から提出された提言書等に基づき、「第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）」を、令和7年9月に開催されました教育委員会でご決定いただきました。

これらのことから、甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会は、その役割を終えたため、同委員会の設置を規定した要綱を廃止するものです。

次に、(2)の甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱につきましては、事業の根拠といたしております、平成27年3月に教育委員会が策定をいたしました、甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）が、計画の終期を迎えたことから、要綱を廃止するものでございます。

次に、(3)から(14)の小校区ごとに設置をされております再編検討協議会につきましては、これら協議会の設置の根拠となる、平成27年3月に教育委員会が策定をいたしました甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）が、計画の終期を迎えましたことから、要綱を廃止するものでございます。

なお、この告示は、告示の日から施行することといたします。

次に、議案第9号甲賀市学校再編準備委員会設置要綱の制定については、市立学校の再編を円滑に行うために必要となる事項等を、検討及び確認するための組織として設置する甲賀市学校再編準備委員会の組織、運営及びその他必要な事項を定める要綱として、新たに制定するものでございます。

設置要綱の内容としては、第2条で同委員会の所掌事務を規定し、「校名、校章及び校歌に関すること。」等、統合等により新たに設置する学校に係る事項を検討及び確認を行うこととしております。

次に、第3条では同委員会の組織を規定し、第1項において、同委員会は25人以内で組織すること、また、第2項では、委員の選出区分を規定し、再編対象校の地域住民や保護者等を代表する者で組織しております。

次に、第4条から第9条において、その他、同委員会の運営方法等について規定しております。

なお、この告示は、告示の日から施行することといたします。

以上、議案第7号甲賀市小中学校教育のあり方審議会設置規則を廃止する規則の制定について、議案第8号甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱等を廃止する要綱の制定について及び、議案第9号甲賀市学校再編準備委員会設置要綱の制定についての提案理由といたします。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第7号、8号、9号についての説明を受けました。まずは、議案第7号について何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

それでは、議案第7号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

教育長

次に、議案第8号について何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第8号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

教育長 次に、議案第9号について何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第9号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(10) 議案第10号甲賀市特別支援教育連携協議会要綱等を廃止する要綱の制定について、資料14に基づいて説明を求めます。

次長(学校教育担当) 議案第10号甲賀市特別支援教育連携協議会要綱等を廃止する要綱の制定について、その提案理由を申しあげます。

甲賀市特別支援教育連携協議会、甲賀市継続支援研究地域運営協議会及び甲賀市教育支援プロジェクト会議について、それぞれその設置の目的を一定達成したことから、関係する要綱を廃止するものです。

以上、議案第10号甲賀市特別支援教育連携協議会要綱等を廃止する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第10号についての説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第10号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(11) 議案第11号甲賀市外国語指導助手任用規則の

一部を改正する規則の制定について、資料15に基づいて説明を求めます。

次長（学校教育担当） 議案第11号甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について、その提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行において、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に改められたことに伴い、これらの用語を規定する甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正しようとするものです。

以上、議案第11号甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第11号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、議案第11号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(12)議案第12号甲賀市立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について、資料16に基づき説明を求めます。

次長（学校教育担当） 議案第12号甲賀市立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について、その提案理由を申し上げます。

校務支援システムにおいて、住所届等の各種申請及び承認手続き等を電子的手段で行うこと可能とし、事務の効率化及び適正な運用を図るために、甲賀市立学校職員服務規程の一部を改正するものです。

以上、議案第12号甲賀市立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第12号について説明を受けました。何かご質問等ご

ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第12号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(13)議案第13号甲賀市少年補導委員表彰規程の一部を改正する規程の制定について、資料17に基づいて説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第13号甲賀市少年補導委員表彰規程の一部を改正する規程の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、甲賀市少年補導委員表彰規程の一部を改正するものであります。

なお、この訓令は、告示の日から施行することといたします。

以上、議案第13号甲賀市少年補導委員表彰規程の一部を改正する規程の制定についての議案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第13号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第13号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(14)議案第14号甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料18に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第14号甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申しあげます。

本議案は、甲賀市少年補導委員会の活動を支援するにあたり、現状の活動に即した補助対象経費へ見直すため、甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正するものでございます。

なお、この告示は、令和8年4月1日から施行することとします。

以上、議案第14号甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての議案説明とさせていただきます。

慎重審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第14号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第14号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。(1) 甲賀市教育委員会(2月定例会)について、(2) 甲賀市教育委員会委員協議会(2月)について、説明を求めます。

教育総務課長 (1) 甲賀市教育委員会(2月定例会)については、令和8年2月4日水曜日午後2時から、(2) 甲賀市教育委員会委員協議会(2月)については、令和8年2月17日火曜日午後2時から開催させていただきます。

どうぞよろしくお願い申しあげます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。
(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、連絡事項につきましては、これで終わらせていただきます。

続きまして、2. 報告事項(3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について、資料4に基づいて報告を求めます。

これより後は非公開の案件となりますので、よろしくお願いたします。

《以下、非公開》

報告事項（３）市内小中学校における児童生徒の状況報告について

教育長 それでは、以上をもちまして、令和８年第１回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

 どうもありがとうございました。

〔閉会 午後 ３時１５分〕